

東成瀬村分別収集計画
(第11期)

東成瀬村役場 住民生活課

東成瀬村分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び該当容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6
（法第8条第2項第7号）	

東成瀬村分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当村は一帯を林野に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれた素朴で人情味あふれる土地柄であり、こうした地域の特質を生かし快適な生活空間を形成し、豊かな社会生活を営むことが出来るような地域づくりを推進している。

地域づくりを推進するに当たっては、進行する少子高齢化社会、福祉社会に対応した「人づくり」と下水道やゴミ問題などの居住関連に対応し、地域特有の自然などの資源を活かした「環境づくり」の2つを基本の方向としている。

うち、環境づくりについては、大自然に囲まれた地域社会を活かした事業に取り組み将来に財産として残せるように保全し、自然と共生する地域づくりを目指す。また、有機栽培への方向づけ(減農薬などの奨励)やゴミ対策とリサイクル対策(資源回収)、更には、水や空気など、健康や生活に配慮した思索に取り組みながら、循環型社会を目指している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①排出抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ②廃棄物の適正処理の推進と、地域環境の保全
- ③村民・事業者と行政が一体となった排出抑制・資源化の促進

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年を始期とする5か年計画とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

容器包装廃棄物	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
	80	76	72	69	63

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の事業を継続して実施する。

① 廃棄物減量等推進審議会

村議会議員、関係団体の代表、関係行政機関の職員、学識経験者等で組織し、一般廃棄物の減量等清掃事業に関する重要な事項を審議する。

② 環境衛生協力員制度

地域の環境美化の推進及びゴミ減量化運動・資源化活動の推進のため、ゴミ出しマナーやゴミの分別排出の指導をする。

③ 指定ゴミ袋の記名制

ゴミ排出者の責任を自覚してもらうため、ゴミ袋への記名制を実施している。

④ 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、学校給食での牛乳パック回収・リサイクルの取り組みやゴミ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用して、村民や事業者に対して、ゴミの排出量の増大、ゴミ処理に要する経費の急増などゴミ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ゴミの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ゴミの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下記右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	8 年度		9 年度		10 年度		11 年度		12 年度	
主としてスチール製の容器	2.9 t		2.8 t		2.7 t		2.5 t		2.3 t	
主としてアルミ製の容器	6.8 t		6.5 t		6.2 t		5.9 t		5.4 t	
無色のガラス製容器	(合 計) 0.0 t		(合 計) 0.0 t		(合 計) 0.0 t		(合 計) 0.0 t		(合 計) 0.0 t	
	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 0.0t
茶色のガラス製容器	(合 計) 0.0 t		(合 計) 0.0 t		(合 計) 0.0 t		(合 計) 0.0 t		(合 計) 0.0 t	
	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 0.0t
その他のガラス製容器	(合 計) 17.1 t		(合 計) 16.3 t		(合 計) 15.5 t		(合 計) 14.8 t		(合 計) 13.4 t	
	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 17.1t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 16.3t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 15.5t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 14.8t	(引渡額) 0.0t	(独自処理額) 13.4t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0.1 t		0.1 t		0.1 t		0.1 t		0.1 t	
主として段ボール製の容器	7.0 t		6.7 t		6.4 t		6.1 t		5.5 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等その他の商品を充てんするためのもの	(合 計) 5.5 t		(合 計) 5.3 t		(合 計) 5.0 t		(合 計) 4.8 t		(合 計) 4.3 t	
	(引渡額) 5.5t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 5.3t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 5.0t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 4.8t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 4.3t	(独自処理額) 0.0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 5.0 t		(合 計) 4.8 t		(合 計) 4.6 t		(合 計) 4.4 t		(合 計) 4.0 t	
	(引渡額) 5.0t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 4.8t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 4.6t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 4.4t	(独自処理額) 0.0t	(引渡額) 4.0t	(独自処理額) 0.0t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は次のとおり設定した。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
2,105 人 (対前年度比) -4.1%	2,018 人 (対前年度比) -4.1%	1,935 人 (対前年度比) -4.1%	1,856 人 (対前年度比) -4.1%	1,780 人 (対前年度比) -4.1%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、親子会等の団体が取り組んでいる集団回収及び小売店での店頭回収については、取り扱い品目の増加を促すなど、その拡充を図ることとする。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶(スチール、アルミ)、ガラスびん(無色のガラス、茶色のガラス、その他ガラス)、紙(紙パック、段ボール)、ペットボトルについては、指定業者に委託する。プラスチック製容器包装については、平成19年設置の広域リサイクルセンターで選別、圧縮、保管を行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶とガラスびん	指定コンテナ	4tダンプ	斎久
アルミ		指定コンテナ		マテリアルリソーシング東北
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙製容器包装	紙紐で縛る	4tダンプ	斎久
段ボール		紙紐で縛る	4tダンプ	
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	4tダンプ	広域リサイクルセンター
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	指定袋	4tダンプ	広域リサイクルセンター

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みをすすめる。

(1) 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるように、廃棄物減量等推進審議会委員及び環境衛生協力員等と協力して啓発を行う。

(2) 親子会等の集団回収を促進するように指導する。

(3) 毎年度、分別収集計画の実績を確認、記録し、3年後の改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。